財務省告示第百四十五号

長 号。以下「法」という。)第三十六条第一項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大 〔災に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条の規定による申告に関する期限 の状況を勘案して別に定める日を次のように定めたので、法第三十六条第五項の規定に基づき告示 東日本大震 |災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九 の延

平成二十三年四月二十七日

する。

財務大臣 野田 佳彦

当該 第十一 九 条 条第二 づき平成二十三年三月国税庁告示第 十一日と国税 法 提 ま 第三十六条第 での 条の規定に 項 出すべき者については、 の 規 規定に基づき税務署長が相続 定に 庁長官が国 よる申告に関する期限 より申告書 項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震 [税通 を提出すべき者に係るこれらの申告書 則法施行令 同項の規定に基づき当該税務署長が指定した期日) とのいずれか遅い 八号 におい 税 の延長 法 昭和三十七年政令第百三十五号) 第三条第 (昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条か て別途国税庁告示で定めることとされ の状況を勘 案して別に定める日は、 の提出期限を延長 災に 平成二十四 した場 て 係 項 ١J る の 玉 る 合に 規定 期 税 ら第二十 日 通 は に基 一 月 則 一同 法

日とする。